

令和5年2月22日から相続土地国庫帰属制度の相談対応を開始します

令和5年2月15日



画像キャプション・ALTが入力されていません。

相続土地国庫帰属制度について、令和5年2月22日(水)から、全国の法務局・地方法務局の本局において、対面相談・電話相談の対応を開始します。

相談はインターネットでの事前予約制になりますので、相談を希望する方は、以下の内容をよく確認の上、予約をお願いします。

1 法務局・地方法務局における相談対応について

(1) 相談を受ける法務局・地方法務局について

【相談の方法について】

相談は、事前予約制です。

(1)法務局・地方法務局(本局)の窓口での対面相談、(2)電話相談のどちらかの方法でお受けします。

【相談先の法務局について】

承認申請をする土地が所在する都道府県の法務局・地方法務局(本局)の不動産登記部門(登記部門)で受け付けています。支局・出張所では相談は受け付けていませんので、ご注意ください。

<[土地が所在する都道府県の法務局の確認はこちらのページへ](#)>

土地がお住まいの地域から遠方にある場合など、承認申請をする土地が所在する法務局・地方法務局(本局)への相談が難しい場合は、お近くの法務局・地方法務局(本局)でも相談が可能です。

【相談ができる人について】

土地の所有者本人だけでなく、家族や親族の方が相談することも可能です。ただし、相談者の方と関係がない土地の相談などには応じられません。

【相談の内容について】

所有している土地を国に引き渡すことができそうか知りたい、作成した申請書類や添付書類に漏れがないか確認してほしい、といった個別の具体的なご相談について、対応することができます。

なお、[引き取れない土地の要件](#)にどのようなものがあるのか、[負担金](#)はどのような算定方法なのか、といった[制度全体の概要](#)については、法務省ホームページでご案内していますので、相談前に法務省ホームページをご確認ください。

相談したい土地状況について(チェックシート)

○該当する項目のチェックボックスにチェックを入れないでください。

○印字条件・不承認条件に当てはまるかどうかの最終判断は、承認申請後に法務大臣(土地)の所在する法務局・地方法務局の長が行うので、相談者が特別な調査を実施する必要はありません。

○□にチェックできるかどうか分からない項目がある場合は、チェックをせず、法務局担当者におたずねください。

○法務局担当者が、現地調査でチェック部分の事実の有無を確認します。現地調査の結果によっては、承認申請が却下又は承認されないことがあります。

【必ず条件】	【併存条件】
<input type="checkbox"/> 建物や構造物が建てられていない。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 農地の用途(農地等)になっていたり、他人が使用する権利(賃借権、地上権、地役権など)が設定されている土地ではない。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 【森林の場合】森林組合等との間で管理や経営に関する契約を締結している土地、入会権・経営管理権が設定されている土地ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 【森林の場合】他人による取壊しや伐採、登山道などが含まれる土地ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 他人の所有が予定される土地(墓地、境内地、実用区画・用途地域、用途未定)のために使われている土地ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 特定重要物資により汚染されている土地ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 遺棄(所有権の範囲)が明らかでない土地、所有権の存否や権限、範囲について争いがある土地ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
【不承認条件】	【併存条件】
<input type="checkbox"/> 深さが30センチ以上あり、かつ、底が4メートル以上のものがある土地のうち、掘削工事が必要で、掘削した際の崩壊や浮上などの危険がある土地ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 通常の管理・処分を妨げる工作物、溝、樹木などが地上にある土地ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 通常の管理・処分を妨げる物が地下に埋まっている土地はありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 土地を管理・処分するために、他の土地の所有者等とのトラブルを解決しなければならぬ土地(他の土地の所有者によって通行が制限されている土地、他人が所有している土地)ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 【所有地の場合】特定管理組合等から管理費用が請求されることがある土地ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 【森林の場合】立木を第三者に販売する契約を締結している土地ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 土砂崩壊、地割れなどを理由とする災害によって被害が生ずることを防止するため、土地の用途が制限されている土地ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 鳥獣や病害虫などにより、土地や人の生命・身体、農産物や樹木に被害が生じる危険がある土地ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 【森林の場合】適切な維持・管理・保育が実施されておらず、国による整備が追加で必要となる森林はありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 国が土地を引き取った後、通常の管理費用以外の金銭を法令に基づいて負担しなければならない土地ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月
<input type="checkbox"/> 国が土地を引き取ったことで、法令の規定に基づいて申請者の義務が引き継ぐことになる土地ではありません。	<input type="checkbox"/> 2025年10月

○法務局への相談に当たっては、事前に、引き取ることができない土地の要件に当てはまらないかどうか、相談者のご認識をチェックシートにチェックしていただくをお願いします。

○チェックシートは、左のリンクをクリックして、Wordファイル又はPDFファイルをダウンロードしてください。

チェックシートの様式はこちら
[Word](#)[31KB] [PDF](#)[447KB]



(3) 土地の状況等が分かる資料や写真(可能な範囲で)

適確に相談にお応えするため、相談したい土地の登記事項証明書、登記所備付地図の写し、所有権や境界に関する資料、土地の形状・全体が分かる写真など、参考になりそうな資料はできる限りご用意ください。

<資料の具体例>

- ・ 登記事項証明書又は登記簿謄本
- ・ 法務局で取得した地図又は公図
- ・ 法務局で取得した地積測量図
- ・ その他土地の測量図面
- ・ 土地の現況・全体が分かる画像又は写真

3 相談の予約方法について

(1) 法務局手続案内予約サービスでの予約方法

以下の法務局手続案内予約サービスから相談先の法務局を選択いただき、「相続土地国庫帰属制度の相談」の予約をお願いします。

<[法務局手続案内予約サービスはこちら](#)>

【予約の手順】

- 1 予約申込に関する事項に同意し、相談したい日時と、対面相談・電話相談のうち希望する相談方法を選択します。
- 2 相談したい時間帯を選択します(相談対応は30分単位で行われます。)
- 3 利用者としてログインして予約するか、ログインなしで予約をします。
- 4 登録したメールアドレスに申込画面のURLが記載されたメールが届くので、そのURLにアクセスします。
(メールが届かない場合、迷惑メールボックスに入っていることもあるので、ご確認ください。)
- 5 相談内容や予約者の情報を入力し、確認へ進みます(任意のアンケートもあります。)
- 6 入力情報に間違いがないか確認し、予約の申込を完了します。
- 7 予約完了メールが登録したメールアドレスに届きます。

(2) 予約に当たっての留意点について

- 相談のために法務局に送付された資料は返送できません。ご自身で必要な資料は写しを送付してください。

- 法務局の職員が申請書等を作成することはできません。
- 相談予約時間は延長できません。(1回30分です。)
- できるだけ多くの方にご利用いただくため、予約は一人1日1件とさせていただきます。
- 予約当日の注意事項
 - ☆ 予約のキャンセルは、必ず(1)の法務局手続案内予約サービスから行ってください。
 - ☆ 予約時間から10分以上遅れた場合、キャンセルされたものとして取り扱います。
 - ☆ 相談に当たっては、
 - 1 [必要な事項を記入した相続土地国庫帰属制度相談票](#)
 - 2 [チェックシート\(相談したい土地の状況について\)](#)
 - 3 土地の状況が分かる関連資料(登記事項証明書、地図の写し、土地の写真など)をお手元にご準備ください。
 - ☆ 対面相談の場合、予約の時間に予約先の法務局の不動産登記担当窓口までお越しください。
 - ☆ 電話相談の場合、予約の時間になりましたら、法務局に電話を掛けてください。



4 相談に関するよくある質問について

相続土地国庫帰属制度の相談について、よくある質問を[Q&Aのページ](#)に掲載しています。

[相続土地国庫帰属制度のトップページはこちら](#)

▲ ページトップへ

法務省公式Twitter

YouTube法務省チャンネル

会見・報道・お知らせ

- 大臣会見等
- プレスリリース
- フォトニュース
- 法務省ソーシャルメディア公式アカウント
- 政府調達情報
- 主な法務省主催イベント
- 見学案内
- ほうむSHOW編集部
- その他のお知らせ

法務省の概要

- 大臣・副大臣・政務官
- 法務省幹部一覧
- 組織案内
- 所管法令
- 国会提出法案など
- 法務省の沿革

試験・資格・採用

- 司法試験
- 資格試験
- 採用試験
- その他の採用情報

政策・審議会等

- 省議・審議会等
- 司法制度改革の推進
- 国民の基本的な権利の実現
- 刑事政策
- 出入国在留管理
- 国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理
- 第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)
- 政策評価等
- パブリックコメント
- 新型コロナウイルス感染症関連情報
- その他の政策・施策

申請・手続・相談窓口

- 情報公開・公文書管理
- 個人情報保護
- 行政手続の案内
- 法令適用事前確認手続
- オンライン申請
- 相談窓口
- 法務省の災害用備蓄食品の有効活用について
- 法務省後援等名義の使用承認申請について

白書・統計・資料

- 白書・統計
- 予算・決算
- バンフレット・リーフレット・ポスター
- 法務省だよりあかれんが
- 法務図書館蔵書検索
- 法令外国語訳データベース
- キッズルーム
- 法務資料
- 赤れんが棟・法務史料展示室

- 法務省パンフレット
- 広報誌
- プライバシーポリシー
- ご利用にあたって
- 政府関連リンク
- ご意見・ご提案

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 (法務省アクセス)

電話：03-3580-4111 (代表)

法人番号1000012030001

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.